

横浜市建築基準条例第4条第4項の規定に基づく 許可基準の一部改正等について

横浜市では、「横浜市建築基準条例第4条第4項の規定に基づく許可基準（以下「許可基準」という。）の一部改正」及び「同項の規定に基づく許可基準運用基準（以下「運用基準」という。）の廃止」を予定しております。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

1 改正の概要

許可基準と運用基準を一本化し、許可要件の整理等を行うため、許可基準を改正します。

2 施行日

令和8年1月（予定）

3 意見公募要領

<意見公募期間>

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

<ご意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 郵送または持参（持参の場合は、平日の8:45～17:15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

- (2) ファクシミリ FAX : 045-550-3568

- (3) 電子メール Eメール : kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp

<問い合わせ先>

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

<その他>

- (1) 寄せていただいたご意見とそれに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- (2) 「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。
- (4) ご意見の提出に伴い取得したメールアドレスやFAX番号等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡や確認の目的に限って利用します。